



アセアン会計士連盟 (AFA) 総会 ビエンチャン会議報告

アセアン会計士連盟（AFA：ASEAN Federation of Accountants）のカンファレンス及び総会が、2017年11月8日・9日にラオスのビエンチャンで開催された。AFAは、アセアンの10か国の会計職業専門家団体又は規制当局（正会員）と、アセアン域外に拠点を置く7つの国際的会計職業専門家団体（準会員）から構成されており、アセアンの会計士の能力強化や会計職業専門家団体の機能強化のほか、アセアンにおける会計サービス提供の自由化への対応、国際会計士連盟（IFAC）へ未加入の団体の加盟促進などに取り組んでいる。日本公認会計士協会は2015年12月にAFAに加盟し、AFAの準会員（アソシエイト・メンバー）としての活動を行っている。

以下、カンファレンス及び総会の概要を報告する。

I 第20回AFAカンファレンス 報告

AFAでは、各国でのアウトリーチ活動と会計士の能力向上の一環として、各国の会計士や規制当局等の関係者を招聘したカンファレンスを総会開催時に毎回実施している。今回は11月8日に、「Local Focus-Regional Experiences-Global Exposures」をテーマに開催され、開催国のラオスの会計士、企業関係者及び規制当局関係者等を中心に、約200名の出席があり盛況であった。今回のカンファレンスは、AFAの設立40周年を記念したのもでもあり、また、2年に1回のAFA会長及びその他役員交代のタイミングでもあったため、会長の交代式も同時に執り行われた。2018年から2020年は、シンガポール勅許会計士協会のKong Yung Tong氏が会長と

なり、ミャンマー公認会計士協会（MICPA）のWan Tin氏が副会長に就任する。

カンファレンスは、3つのセッションに分けられ、それぞれ基調講演とパネルディスカッションにより構成された。セッション1では、ラオスにおける国際財務報告基準（IFRS）への移行をテーマに、社会的影響度の高い事業体（PIEs：Public Interest Entities）によるIFRS適用の課題についての議論が行われた。ラオスでは、PIEs¹については2021年までにIFRSへ移行することが通知されており、また、大規模会社、中小企業及び零細（Micro）企業のいずれについてもそれぞれ、中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）を取り入れた大規模企業向け報告基準、中小企業向け報告基準、及び零細企業向け会計ガイドラインへの移行を完了することが政府として決定されている。しかしながら、法律の整

備や諸制度の変更とともに、IFRSを理解し、適用できる人材の教育も大きな課題であるため、IFRS財団や、世界銀行などの援助機関からの支援も受けながら、いかにこれを実現していくのか、また、アセアン各国の先進適用事例も共有しながら、明確にアクションプランを立て、適用を実現していくためにAFAとしてどのような支援ができるのかといった議論が行われた。なお、基調講演及びパネルディスカッションには、アジア・オセアニア地域の代表として国際会計基準審議会(IASB)の理事を務める鶯地隆継氏が登壇し、IASBにおける基準設定の最近の取り組みや、IFRS for SMEsの内容及び有用性などについて説明が行われ、今後の東南アジア地域の関係者との連携の強化の可能性についての発言があった。翌日には、40名のラオス公認会計士に対するワークショップが鶯地氏を講師として開催され、実務家向けの、より詳細な講義も実施された。

セッション2では、「法的及び制度的環境—PIEs及びSMEsによる財務報告の品質の向上」をテーマに、まずはAFAの委託調査研究プロジェクトを請け負ったキャンベラ大学のDavid Carter研究員より、アセアン各国において「中小規模事務所」がどのように法的に規定されているのか、どのような差異が確認されたのか、経済統合を見据えてどのような課題があるのか等についての調査報告が行われた。その後、中小企業施策を担当するラオス政府の関係者、ラオスの中小企業の経営者及び会計プロフェッションの立場から、SMEsにおける財務報告の質の向上や、ビジネスの拡大に向けてどのような取り組みが求められているのか等についてのパネルディスカッションが行われた。日本からは、パネラーとして中小事務所等施策調査会の副委員長を務める長

谷川臣介氏が登壇し、日本の中小企業の現状や課題、政府の政策のほか、日本公認会計士協会(JICPA)がどのような活動に焦点を置き活動を行っているのかについての紹介が行われた。なお、アセアン各国では、中小企業及び零細企業を中心の産業構造となっているため、引き続き、AFAとして会計プロフェッションが中小企業に対してどのような貢献をすることができるのかをテーマとする委託調査を行う予定であり、2018年以降の委託調査内容についての検討が行われている。

セッション3では、財務報告の品質の向上に向けた会計職業専門家団体の取り組みとして、タイ会計士連盟(FAP)における会計事務所の登録及び品質管理体制についての講演に引き続き、シンガポール勅許会計士協会(ISCA)より、零細(Micro)事業体向け会計モデルの内容及び紹介された。零細(Micro)事業体向け会計モデルの採用については、AFAでもその実施の支援を行うことが検討されており、パネルディスカッションでは、今後ガイドラインの開発を進めるべきかどうかといった議論が行われた。

II AFA総会報告

1 AFA専門委員会の運営細則の承認

現在、AFAには3つの専門委員会が設置されており、それぞれ第1専門委員会：国際基準の適用促進グループ、第2専門委員会：研究及び意見発信(Thought Leadership)グループ及び第3専門委員会：発展途上にある会計職業専門家団体(PAO: Professional Accountancy Organization)の能力開発支援を行っている。各専門委員会の具体的な活動目的は、第

1 専門委員会はアセアン域内でのIFRSや国際公会計基準(IPSAS)等の会計基準の導入促進のための研修やイベント開催のほか、倫理規程等の適用等について、IFACとの協力可能性を探りつつ進めること、第2専門委員会は、アセアン地域に特有の課題等に関する研究及び意見発信を行うことを目的に、AFA調査研究基金を運営し、アセアン域内の中小規模事務所(SMP: Small and Medium-sized Practice)やSMEsに関する委託調査の実施とともに公表物の作成を進めること、第3専門委員会では、アセアン域内のPAO及び会計職業専門家の能力向上のため、各加盟団体が抱える開発課題を特定し、解決に向けて支援すること、また、IFACの「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント(SMO: Statements of Membership Obligations)」に照らした各項目の遵守状況の確認や、現在、IFACに加盟していないラオス公認会計士・監査人協会(LCPAA)やミャンマー公認会計士協会(MICPA)のIFAC加盟支援等を進めることとなっている。今回の総会では、各専門委員会の専門委員長の任期や運営に関する運営細則が確認され、承認が行われた。

また、運営細則の承認後に行われた各専門委員会からの報告に基づき、第1専門委員会については、アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)に対し、AFAにおける活動の紹介を行うとともに連携の可能性を探ること、第2専門委員会については、AFA研究基金によって実施された委託調査の最終ドラフトの確認を年内に実施し公表を進めること、また、調査結果の公表に止まらず、その後のアクションプランを検討することなどが確認された。第3専門委員会については、今回の総会に併せてさらに専門

委員会会議を開催し、専門委員会に参加するカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムの会計職業専門家団体におけるIFACのSMOの遵守状況などが共有され、支援の方向などについての議論を行うことが確認された。

2 AFA調査研究基金：委託調査結果の報告

AFA調査研究基金は、今後の重要な取組みの1つとして、AFA戦略計画にも含まれている、「アセアン地域内のSMEやSMPへの支援」に関連する研究と意見発信を強化するため、研究テーマを広く一般から募集した上で、最も適切なテーマを選定し、かかる調査研究のための資金を最大2万5,000シンガポール・ドル(日本円で約200万円)までAFAが助成するというものである。募集要項及び研究テーマと基金受給者の選考を行う選考委員会のメンバーの最終化を経て、2016年から2017年の委託研究はオーストラリアのキャンベラ大学会計情報システム学部のHarun Harun博士、Da-

vid Carter博士、Habib Khan博士が提出した研究テーマ「アセアンにおけるSME：主要な制度・環境と会計プロフェッションに期待される役割」に決定している。当調査研究では、アセアン地域各国におけるSMEを取り巻く規制環境やその定義付けについて整理した上で、他の地域と比較し、その類似点や相違点を明らかにし、望ましい規制環境や定義を特定すること、さらに、アセアンにおけるSMEsの会計・財務管理の現状を踏まえ、SMEの発展を支援するために会計職業専門家団体が取り組むべき戦略を検討すること、また、SMEを支えるSMPが必要とするリソースや教育支援の内容を理解することなどを目的に、ケース・スタディとして、ラオス、インドネシア、シンガポールを取り上げ、会計プロフェッションに期待される役割についての示唆を提供することを目的としている。

今回の総会では、調査報告書のドラフトが提出され、主な調査結果が報告された。調査報告書は公表に向けた最終確

認が行われており、ドラフトの見直しを経て、2018年1月を目途に公表される予定である。報告書の概要は以下の枠囲みのおりである。

3 その他

(1) 関係機関等からのプレゼンテーション

今回の総会では、IASBの鶯地氏、IFACのSylvia Tsen氏、世界銀行のChris Fabling氏から、それぞれの活動や今後の予定などについてのプレゼンテーションが行われた。なお、世界銀行は、マレーシア会計士協会(MIA)とともに、現在、ラオスにおいてIFRSへの移行プロジェクトを実施しており、2018年にクアラルンプールで予定されているワークショップについて紹介があった。また、同様のIFRSへの移行プロジェクトをミャンマーでも実施することを検討しているとのことであった。

(2) 今後の会議予定

次のAFA総会は、2018年5月にカンボジアで開催される予定である。

「アセアンにおけるSME：主要な制度・環境と会計プロフェッションに期待される役割 (The Institutional Environment for Small and Medium-sized Enterprises (SMEs) and Roles for the Accounting Profession : ASEAN Perspectives)」

1 アセアン地域におけるSMEsの経済への貢献とその重要性

零細 (Micro) 事業体を含む中小企業 (SMEs) はアセアン各国の経済発展及び成長に不可欠な要素である。SMEsは、アセアン各国産業及び社会の主要な一部を形成し、また、労働市場に大きな貢献をしている。アセアン各国においては88.8%から99.9%がSMEsであり、国民の51.7%から97.2%がSMEsによって雇用されている。国民総生産に占める割合は、30%から53%で、輸出については10%から29.9%を占める。したがって、SMEsは、アセアン域内経済及び各国経済に重要な影響を与えることから、効果的な規制が適用されることや、SMEsを支える会計士の支援が非常に重要である。

2 SMEsの定義及び制度的枠組み

アセアン地域におけるSMEsに対する規制枠組みは、各国によって様々に異なることから、共通の一貫したSMEsの定義を導入することは難しい。これは、アセアン地域全体、そして、グローバルに、SMEsによる報告枠組みを共通化し、国際的な会計報告基準を導入しようという動きとは矛盾している。(アセアン経済統合の動きを踏まえて) SMEsの共通の定義を導入することによるメリットも予測されるものの、アセアン地域各国の経済発展度合いや、SMEsの規制枠組みが、現在、異なることを考えれば、SMEsの定義を統一することで、SMEsによる経済牽引力や成長力を削いでしまう可能性があることも認識しなければならない。また、同

時に、規制当局、政府機関、金融機関、税務当局、そして専門家団体でも、SMEsの定義にはバリエーションがあることも認識しなければならない。

3 SMEsの抱える主な課題

会計の観点からのSMEsが抱える主要な課題は、経営者や利用者側に会計や財務、企業報告に関する知識や経験が不足していることである。また、SMEsの抱える課題には、基本的なビジネススキルに関する課題（マーケティング、人材マネジメント及び人材育成など）のほか、ファイナンス、イノベーション、テクノロジーもあり、さらに、SMEsに関する規制や政策において政府の一貫性のあるアプローチが不足している点にもある。アセアン地域の会計士には、報告、税務や監査といったプロフェッションとしての伝統的な専門的なサービスに加えて、これらの最近の課題へも対応できるようになることが期待されている。

4 SMEsが本当に必要とすることは何か

調査の結果、SMEsが今後成長するために会計士に求められている主要な役割は、信頼あるビジネスパートナーとしてSMEsに関わることであり、ビジネス計画や戦略等に関するアドバイザー能力の強化、そして、税務や財務計画を通じたビジネスの発展へのさらなる貢献であることが示された。ブルネイやインドネシアでは、財務や会計知識の向上に会計士が大きな役割を果たすことで、SMEsのさらなる飛躍につながると認識されていることが示された。

5 今後に向けた提案

零細企業や小規模企業に特に求められていることは、例えば、政府施策や会計機能強化に向けた支援を受けやすくすること、小規模の地域的ファイナンス資源へのアクセスの向上、一貫性がある政府政策の導入やビジネス開発及び支援（人材管理、マーケティング、市場開拓や消費者支援など）であり、ファイナンスや予算管理も重要な分野である。SMEsに対する政策が進められる中で、会計士も、「信頼あるビジネスパートナー」としてSMEsと政府機関をつなぐ架け橋となり、SMEsの抱える課題を特定し、それを解決することに貢献しなければならない。会計士の能力開発だけでなく、SMEs部門全体の会計や財務知識を向上させるためには、上場企業や大規模企業に焦点を置いた能力開発だけでなく、SMEsのさらなる成長に焦点を置いた教育が実施されなければならない。また、今後、アセアン地域において価値のある経済統合が進むためには、SMEsの成長段階に則した税制が整えられること、そして、成長センターとしてSMEsを支援するような包括的な規制の導入が求められる。

（事務局 渡場友絵）

<注>

1 ラオス財務省が2016年2月に発

出した通達「Ministerial Instructions on the Implementation of Accounting Law (No. 531/ MoF)」では、上場企業を含む、銀行、保険会

社、証券会社及びその他金融機関などで財務省が指定するものをPIEsとすると規定されている。